

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和6年12月17日(火) 午前10時開議
議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 97号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 99号 ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定
について

議案第102号 東中根高場線常磐線立体交差新橋増設工事委託事業に関する協定の一部
を変更する協定締結について

2 請願・陳情

陳情第 15号 はなのわ幼稚園前市道の陥没調査及び豪雨等による周辺冠水への対策に
ついて

○出席委員 8名

経済建設委員会	弓 削 仁 一 委員 長
	加 藤 恭 子 副委員 長
	鵜 澤 恵 一 委 員
	安 のり子 委 員
	安 次 男 委 員
	大 谷 隆 委 員
	清 水 立 雄 委 員
	三 瓶 武 委 員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

経済環境部 松 本 竜 宝 経済環境部長

	大 内 康 正	農政課長
	鈴 木 信 也	農政課長補佐
	打 越 隆 喜	農政課農業振興係長
建設部	佐 藤 健 一	建設部長
	岡 崎 政 功	建設部技正兼道路建設課兼道路建設課長
	祖 田 章	建設部技正兼道路管理課長
	佐 藤 淳 一	河川課長
	岩 間 拓 実	道路管理課副技正
	品 川 直 樹	道路建設課技佐
	清 水 隆 史	河川課技佐
都市整備部	坂 場 信 二	都市整備部長
	岩 瀬 正 樹	都市計画課長
	岩 田 隆 之	建築指導課長
	黒 澤 陽 人	都市計画課技佐
	渡 部 拓 哉	都市計画課工務係長
	横須賀 智 志	建築指導課審査係長
	染 谷 聡	建築指導課指導係長

○事務局職員出席者

議会事務局	海 埜 敏 之	主幹
	折 本 光	主任

経 済 建 設 委 員 会

令和6年12月17日（火）

午前10時 開会

○弓削委員長 それでは、始めたいと思います。これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件、陳情1件、以上4件です。

委員会の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に陳情を審査したいと思います。以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは最初に、議案第97号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面から、全議員共通、本会議、臨時会、令和6年定例会・臨時会、第4回12月定例会、議案、議案第97号の順にフォルダをお開きください。大丈夫でしょうか。

提出者の説明をお願いします。坂場都市整備部長。

○坂場都市整備部長 おはようございます。議案第97号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

○弓削委員長 着座をお願いいたします。あと、説明につきましては、今後は着座で皆様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂場都市整備部長 ありがとうございます。

議案書の32ページ、新旧対照表をお開きくださいますようお願いいたします。

まず初めに、ここに記載はございませんが、本議案について、改正の趣旨の概略を申し上げますと、いわゆる建築物省エネ法などの改正に伴いまして、全ての新築の建築物に省エネ基準への適合が義務づけられることから、建築確認審査及び検査手続の見直しに伴う建築物確認申請等手数料の改定を行うなど、所要の改正を行う内容でございます。

主な改正点のうち、まず1点目は、32ページ右側、新条例の別表第2、上段、第4項において、引用する法律の条項の繰下げを行うものでございまして、改正前の建築基準法第18条第16項から第20項へ改正する内容であります。同様の改正箇所は、このほか、33ページの第5項、第6項、第7項、34ページの第8項、1つ飛んで、第81項の合計6項目でございます。これらは、国や都道府県、または建築主事を置く市町村が建築物を建てる際の建築物確認申請等の手続、いわゆる計画通知手続において、指定確認検査機関による審査、検査等を可能とする条項が追加されたことに伴い建築基準法などの条項に移動が生じたため、市手数料条例においても引用する条項の改正を行うものでございます。

次に、2点目は、35ページをお開きいただきまして、改正する条項は、右側、新条例の上段、第5条、手数料の免除における引用条項の繰上げ、具体的には、第92項から第91項への改正のほか、その下の別表第2の第1項から、ずっと先になります。最終ページ、78ページ、第91項までの16項目において所要の改正を行うものであります。具体的には、今般の関連法の改正において全ての新築の建築物に省エネ基準への適合が義務づけられることとなり、

省エネ基準や構造安全性基準等への適合を確認することを目的として建築確認審査や検査手続が見直されたことから、建築物確認申請等手数料の額を改定するほか、併せて関連する諸手続の手数料の改定を行うものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第99号 ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただいて、議案第99号をお開きください。

提出者の説明を願います。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 おはようございます。それでは、経済環境部より議案第99号につきましてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

本市には6つの農業集落施設がございますが、阿字ヶ浦転作推進センターにつきましては昭和56年3月の竣工から42年余りが経過し、これまで阿字ヶ浦自治会等の要望に応じまして施設や附属設備の改修を行い、維持に努めてまいりました。阿中学区明るく住みよい地域をつくる会など地元から、美乃浜学園の創立に伴い、地域交流の拠点を阿字ヶ浦転作推進センターから廃校となる阿字ヶ浦中学校に移したいとの要望がございました。このような背景から、令和4年10月に阿字ヶ浦ふれあい交流館として、地域コミュニティ組織が運営する集会施設が新たにスタートいたしました。施設が移管されたことにより地域交流拠点の役目を終えた阿字ヶ浦転作推進センターの廃止を行うものであり、本定例会にひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につきましてご提出させていただいた次第でございます。なお、阿字ヶ浦転作推進センターにつきましては既に除却が完了しており、備品類、消耗品等の処分がおおむね済んだことにより、資料の別表(第2条関係)の中から名称及び位置を削除しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第102号 東中根高場線常磐線立体交差新橋増設工事委託事業に関する協定の一部を変更する協定締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第102号をお開きください。

提出者の説明を願います。坂場都市整備部長。

○坂場都市整備部長 恐れ入ります。着座にて失礼いたします。議案第102号 東中根高場線常磐線立体交差新橋増設工事委託事業に関する協定の一部を変更する協定締結についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案の参考資料というほうをお開きいただければと思います。議案に添付の参考資料の2ページをご覧くださいまして、まず、上段の協定を変更する理由についてでございますが、本委託事業につきましては、令和3年9月定例会での協定締結に関する議決を得て、JR東日本水戸支社と施行協定を締結し、令和7年3月31日までの期間の中で工事を進めてきたものでございます。このたび施行協定に基づく全ての委託工事が完了し、委託費用の額が確定したことから、2の協定金額の内訳に参りまして、協定の金額を当初の8億860万円から3億4,880万5,156円減額し、4億5,979万4,844円に改める協定を締結しようとするものでございます。主な変更理由といたしましては、下段の表中、道路施設に係る工事費が、工期の短縮や施工の方法の変更などにより、約3億円強減額となったことによるものでございます。

具体について概略を申し上げますと、まず、工期の短縮については、当初計画では2年2か月を見込んでいた橋桁の架設工事について、約9か月の工期短縮が図られたことにより、大型建設機械や保安費などの経費が減となったものでございます。この点について口頭にて補足させていただきますと、線路上空において行う橋桁の架設工事は電車が運行していない夜間の起電停止時間帯に行う必要がありますが、夜間工事は鉄道保安上の観点から、勝田・佐和駅間を含む一定の区域内において1日1工事に限定されております。JR東日本が日常的に実施する線路の保安点検や修繕工事のほか、勝田・佐和駅間における佐和駅東西自由通路や大島陸橋の補修工事、大島雨水幹線整備工事のほか、水戸・赤塚駅間においても常磐陸橋の夜間工事などが予定されていたため、JR東日本との協議により、本委託事業における夜間工事は1週間に1回、かつ1回当たり60分の制約状況下を想定した施行協定を締結しておりました。しかしながら、前述の夜間工事を伴う他の類似事業との調整により、1週間に複数回、かつ1回当た

り最大で約240分を確保できたことから、約9か月の工期短縮と、関連経費が約1億6,000万円減となったものでございます。

次に、資料に戻りまして、施工方法の変更については、地震発生時における橋桁など工事用部材の線路への落下防止対策である耐震設備について、施工方法を精査し、地上から組み立てる大規模な設備から、橋梁下部工に直接取り付ける簡易な設備へ規模を縮小したことにより、耐震設備に係る経費が約1億4,000万円減となったものでございます。このほか、JR東日本の事務費である管理費や消費税のほか、鉄道施設に係る工事費の減額などを合わせまして、総額で3億4,880万5,156円、委託料が減額となるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

今回新たに付託されました陳情第15号 はなの幼稚園前市道の陥没調査及び豪雨等による周辺冠水への対策についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面まで戻っていただき、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和6年度、令和6年12月17日、配付資料、陳情第15号の順にお開きください。大丈夫でしょうか。

事務局で朗読願います。海埜主幹。

(事務局朗読)

○弓削委員長 何かご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。三瓶委員。

○三瓶委員 まず、執行部のほうにお伺いしたいと思います。今回のこの陳情にある市道の現状について、ちょっとご説明をお願いします。

○弓削委員長 それでは、祖田建設部技正兼道路管理課長。

○祖田建設部技正兼道路管理課長 ただいまのご質問にお答えいたします。当該道路の現状につきましては、幅員が4メートルない狭隘道路でありまして、現道は舗装はされておりますが、道路側溝は整備されておらず、集水ますを設置されておまして、小口径の下水管が埋設されているという整備状況であります。

○弓削委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 道路の状況は分かりました。

次に、この陳情の事項について、試掘による原因調査を踏まえた工事等々の陳情事項がありますが、これに対しての市の対応状況についてお伺いします。

○弓削委員長 祖田建設部技正兼道路管理課長。

○祖田建設部技正兼道路管理課長 まず、陳情は3点ございますが、私のほうから1番と2番の一部についてお答えいたします。

まず、1番の、試掘による原因調査を踏まえた、陥没の根本的な解決のための工事ということではありますが、G147という田彦地区147号線という路線ですが、この試掘につきましては、通行止めとした場合の影響を最小限に抑えるため、平日、幼稚園が休園日となる11月13日の県民の日に実施いたしました。試掘の結果ですが、道路を占有しているポンプによる圧送管のジョイント部分が外れていたことが判明し、それが原因によって沈下が起きていたため、それを接続し、現在は復旧工事が完了しております。

次に、2番ですが、現在、幼稚園の前面市道には、JRの排水施設を經由し水路へと流れ込む小口径の下水管が整備されておりますが、幼稚園前は最上流ということもあり、勾配の関係から、その口径は100ミリとなっております。そのため、強い雨が降りますと一時的に冠水が起きてしまうというのが現状であります。なお、主要市道A112号線への接続につきましては、A112号線の側溝のほうが高い位置にあるため、勾配の関係から接続することができない状況となっております。

○弓削委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 私のほうからは、陳情書の3番についてご説明をいたします。ポンプなどの備品購入につきましては、現在、災害で使用いたします備品の購入につきましては補助は行っておりませんが、駐車場などの私有地におきます排水を目的といたします備品については、個人での購入をお願いしているところでございます。また、消毒につきましては、これまで、床上・床下浸水が発生した場合、市において消毒を実施してはいたしましたが、浸水被害後の感染症対策につきましては、厚生労働省の指導に基づき、令和5年9月の台風13号の浸水被害以降、屋外消毒は実施をしておりません。感染症対策は清掃と乾燥が重要であり、消毒剤による皮膚の炎症や目などへの影響を考慮いたしまして、屋外における消毒は原則不要とされております。しかし、浸水被害を受けた個人の方におきましては、感染症対策について十分に説明をいたしまして、ご理解を得た上で、自己判断により消毒を希望される方に対しましては、今後も健康推進課において消毒剤の配布を行うこととしております。

以上です。

○弓削委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 ありがとうございます。分かりました。

1点目については、もう既に実施をしているということ。実施し、完了しているということですね。

2点目の雨水管の主要市道（A112）への接続は、ハード的に不可能な状況だということですね。

その次の、幼稚園周辺の早急な治水環境改善ということが書かれていますが、ひたちなか市では100mm/h安心プラン等々の治水事業を進めている中で、今、治水を進めている市の状況と、今回陳情が出されているこの場所との関連性等についてお伺いします。

○弓削委員長 佐藤河川課長。

○佐藤河川課長 委員のただいまの質問にお答えいたします。現在、市において進めております中丸川流域における浸水被害軽減プランでございますが、この周辺の取組といたしましては、大島第1幹線の整備を最優先としております。今回の陳情にございましたはなのわ幼稚園周辺の冠水につきましては、当然、根本的な解決には雨水管の整備が必要ということは認識をしております。現在、下水道の全体計画によりますと、大島第9・第10幹線の整備ということが具体的な施策となっております。この大島第9・第10幹線の具体の事業化の時期については、今はまだ未定でございます。

○弓削委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 大島第9・第10幹線ということなんですけども、目安的なところで言って、今、100mm/h安心プランの中には第9、第10は私は入っていないと思うんですが、そうすると、今の100mm/h安心プランの事業が終わった後にここの事業に取りかかかれると。多分それは、水の流末とか、そういうことも関連してくると思うんですが、そうすると、現時点で計画されている100mm/h安心プランというのは、完成目標予定は今はいつぐらいで見ているのか、教えてください。

○弓削委員長 佐藤河川課長。

○佐藤河川課長 ただいまの質問にお答えいたします。今進めているプランのほうなんですけれども、令和10年度を目指して整備を進めております。

○弓削委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 了解です。

○弓削委員長 ほかにご意見等がありましたらお願いいたします。鵜澤委員。

○鵜澤委員 市内の冠水に関してはいろんなところで問題となっておると思うんですけど、この案件に関しては、特に幼稚園の敷地ということで、この署名の数にも表れていますように、かなり毎年毎年同じことが繰り返されていると思うんですよね。ですから、優先順位のお話だと思うんですけども、一般住宅の前の冠水とは違って、早急に対策、対応をしていただきたいとご要望したいと思います。よろしく申し上げます。

○弓削委員長 今の件に答弁とかはございますか。大丈夫ですか。

では、ほかにご意見がございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 それでは、この陳情についての取扱いなんですけれども、採択、不採択、継続審査とかがあると思うんですが、皆さん、その辺についてちょっと意見を伺いたいと思います

ので、1回ちょっと暫時休憩をさせていただきたいと思います。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

○弓削委員長 再開したいと思います。

では、この件については採決の方向で取り計らってよろしいでしょうか。その辺は異議とかはございますか。大丈夫ですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、異議がないということですので、直ちに討論に入らせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 私は不採択の立場で討論をさせていただきます。

まず1点目は、この陳情の事項にあります1点目、試掘による原因調査を踏まえた工事ということで、これについてはもう既に完了しているということ。2番目の事項に対しては、雨水管の主要市道への接続については、ハード的には現状ではできないと。治水環境改善ということに対しても、流末等を含めて考えると、今の治水事業が完了した後にしか改良工事が進められない状況にあるということについては、令和10年度の完成予定、さらに、完成予定の後にここの部分の計画をしなくてはいけないということであると、今、この時点で判断をするべきものではないということだというふうに考えています。もう少し先に至って、そのときに、道路の改良要望も多分今は出ていないと思いますし、そういうことも含めて、その時点で判断するべきものだというふうに考えます。3点目の冠水対策費の補助金については、答弁もありましたけども、今のひたちなか市は、全国的にそうですが、豪雨等が発生すれば各地で冠水が発生している状況で、冠水対策というのは、大なり小なり、市民の多くの方がボランティア的にその対策、対応をしてくれているという中で、それぞれに補助金を出していくのかということも現実的ではないというふうに考えますので、今回のこの陳情については、以上のことから、まず、現状に合っていないということと、現実的でないということから、不採択にすべきと討論します。

以上です。

○弓削委員長 ほかに討論ありませんか。加藤委員。

○加藤委員 私も不採択という立場から討論させていただきます。

先ほど執行部の方からご説明をいただきまして、今、三瓶委員のほうからもご意見があったとおりでというふうに思っています。まず、1点目に関しては、もう既に原因も究明して、工事が終わっているということ。そして、2点目に関しましては、今すぐ対応できるものではない。この陳情にある早急な治水環境整備の改善ということにはつながることができないということ。それから、3点目は、市全体として、このような冠水対策というのはそれぞれ市民の努力として対応されている現実もありまして、そこに補助金というのはやはり現実的はないとい

うことと、それから、消毒に関しましては、希望があれば健康推進課のほうで消毒剤を配布するという対応もしているということですので、全体的に、今回、この陳情を採択して、すぐに対応するという現状ではないということから、今回のこの陳情は不採択。ただ、引き続き執行部の皆様には、市民の要望にはしっかりと応えていただく努力はしていただきたいということを申し添えたいと思います。

以上です。

○弓削委員長 ほかに討論ありませんか。大谷委員。

○大谷委員 私のほうも不採択という立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほども出ておりますけれども、これは、緊急性のある部分に関してはもう既に対応はされているということでありまして、また、治水に関しては、大きな流れの中での話をする必要がある部分だというふうに思っておりますということで、ここでの採択ということにはならないかなというふうに思います。それから、もう一つ。ここで冠水対策費ということで補助金も求めておりますので、これについては、先ほども出ておりますけれども、健康推進課のほうで対応できるものはあるということですので、そちらは、この陳情の中では不採択ということではないのではないかというふうに思います。

以上です。

○弓削委員長 ほかに討論ありませんか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 不採択と言うと、市民の皆さんに誤解を受けるとまずいと思うんですけれども、先ほどから不採択という結論の中で意見を申し上げておりますが、3項目あるうち、1項目は解決済みであると。3項目めは健康推進課で対応をしているということ。問題は2項目めでありましてけれども、これの環境整備ということでありまして、やはり市としても順番に対策はしているということで、第9幹線、第10幹線の整備が終わったら、——ちょっとこれは後で整理してください。——そのときにすると言っているのですから、そういったことを附帯事項として含めて、不採択をお願いします。分からないですか。

○弓削委員長 今、清水（立）委員から附帯的というようなお話も出ましたけれども、取りあえずありましたが、一応ここで採決に移らせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決させていただきます。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○弓削委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で陳情の審査を終了します。

執行部は退席されて結構です。傍聴の皆様も退席をお願いいたします。

(執行部・傍聴者退席)

○弓削委員長 それでは次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、委員の皆さんが遠慮しているかどうかは分かりませんが、ご意見がなかったということで、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件、日程は正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 ありがとうございます。開催する場合は、内容等を含めまして予定通知にてご連絡をさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それで、開催するとすると、日程をある程度決めておきたいと思うんですけども、候補としまして、正副委員長で考えさせていただいたのは、1月27日(月曜日)と、あと、1月31日(金曜日)というのを1つの候補として考えさせていただいたのですが、ご都合はいかがか、ちょっとご確認いただいてよろしいですか。年が明けて、来年の1月27日(月曜日)…。

(「すみません、スマホを持ってくるのを忘れちゃった」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 では、ちょっと1回暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○弓削委員長 では、委員会を再開します。

今お伺いしましたところ、皆様、1月27日、1月31日は大丈夫だというようなお話でございますので、午前、午後も含めまして執行部のほうと当たらせていただいて、それで決めさせていただきたいというふうに思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、以上で閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、閉会中の継続調査申出書(案)をお開きください。大丈夫でしょうか。

事務局から説明願います。海埜主幹、

○海埜主幹 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会の活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申出をするものでございます。内容につきましては、ただいまタブレットでご覧いただいております閉会中の継続調査申出書(案)に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてを件名に掲げて、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成し

ています。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○弓削委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出させていただきますと思います。

次に、その他に入ります。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、特にないようですので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時44分 閉会